

土木請負工事における現場環境改善費の積算に係る取扱要領 の運用について

1 実施内容（取扱要領（案）「3 実施内容」関係）

(1) 受注者による意思表示

- ・土木請負工事における現場環境改善費の積算に係る取扱要領(以下「取扱要領」という。)の内容について説明、確認した上で、受注者の意向を踏まえ、実施の有無を決定する。
- ・実施することとなった場合、取扱要領をよく理解した上で、具体的な実施内容を施工計画書に記載するよう指導する。
- ・実施対象としていない工事において受注者が実施の意向を示した場合は、受発注者協議により実施の有無を決定することができる。

(2) 実施内容の提出

- ・施工計画書に記載されている実施内容が、取扱要領に則したものか確認する。
- ・施工計画書に記載されている実施内容が、取扱要領に則したものか判断がつかない場合は、工事検査室と別途協議すること。

(3) 実施報告

- ・受注者から提出された実施報告が、施工計画書に記載されている内容と一致しているか確認する。
- ・報告様式は、別紙「現場環境改善実施状況」を基本とする。

(4) 変更協議

- ・変更協議により提出された実施内容についても、「(2) 実施内容の提出」のとおり確認する。

(5) 費用の計上

(5)－1 土木工事標準歩掛を適用する工事の場合

- ・率分の費用を計上するのは、施工計画書(変更協議により変更された内容を含む)に記載された5つの内容が全て履行された場合のみとする。
- ・熱中症対策・防寒対策についても施工計画書(変更協議により変更された内容を含む)に記載された内容が履行された場合は積み上げ計上を行うものとする。
- ・熱中症対策・防寒対策のみの履行でも積み上げ計上を可とする。
- ・積み上げ分は、仮で算出した率分の費用の50%を上限値とする。

(5)－2 港湾積算資料を適用する工事の場合

- ・率分の費用を計上するのは、施工計画書(変更協議により変更された内容を含む)に記載された内容が全て履行された場合のみとする。
- ・熱中症対策・防寒対策についても施工計画書(変更協議により変更された内容を含む)に記載された内容が履行された場合は積み上げ計上を行うものとする。
- ・熱中症対策・防寒対策のみの履行でも積み上げ計上を可とする。
- ・積み上げ分は、仮で算出した率分の費用の50%を上限値とする。

(5)－3 災害復旧工事の場合

- ・災害復旧工事については、施工計画書(変更協議により変更された内容を含む)に記載された熱中症対策・防寒対策が履行された場合は、積み上げ計上を行うものとする。
- ・積み上げ分は、仮で算出した率分の費用の50%を上限値とする。

(5)－4 留意事項

- ・継続的に使用できるものは、当該工事にて購入した場合も当該工事に付随する費用のみ見積書に記載すること。(エアコンを購入・現場事務所へ設置した場合においても、見積書に記載するのは「設置撤去費および当該工事期間での消耗費」のみとする)

(6)現場環境改善実施の中止

- ・受注者から現場環境改善実施の中止の報告が提出された場合は、設計変更は行わない旨、通知すること。

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。

現場環境改善実施状況

工事名		/
計上費目		
実施内容		
(説明)		
(添付図、写真等)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。